



鳥取県公報

平成 27 年 7 月 7 日 (火)
号外第 77 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則 (42) (医療政策課) 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正について

1 規則の改正理由

保健師助産師看護師法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次の規則の規定中、保健師助産師看護師法施行令に規定する用語を改める。

ア 鳥取県立鳥取看護専門学校学則

イ 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則

(2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第42号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

(鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正)

第1条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(転学)</p> <p>第17条 他の看護師等養成所(保健師助産師看護師法第19条第2号に規定する保健師養成所、同法第20条第2号に規定する助産師養成所又は同法第21条第3号に規定する看護師養成所をいう。)に転学をしようとする者は、転学願(様式第6号の2)を校長に提出しなければならない。</p>	<p>(転学)</p> <p>第17条 他の看護師等養成所(保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)第11条に規定する看護師等養成所をいう。)に転学をしようとする者は、転学願(様式第6号の2)を校長に提出しなければならない。</p>

(鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正)

第2条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(転学)</p> <p>第17条 他の看護師等養成所(保健師助産師看護師法第19条第2号に規定する保健師養成所、同法第20条第2号に規定する助産師養成所又は同法第21条第3号に規定する看護師養成所をいう。)に転学をしようとする者は、転学願(様式第6号の2)を校長に提出しなければならない。</p>	<p>(転学)</p> <p>第17条 他の看護師等養成所(保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)第11条に規定する看護師等養成所をいう。)に転学をしようとする者は、転学願(様式第6号の2)を校長に提出しなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。